

令和２年度 兵庫県立和田山特別支援学校いじめ防止基本方針

1 本校の方針

本校は、「学校大好き、仲良く、力いっぱい」の校訓のもと、生命と人権を大切にしたい、こころ豊かな人づくりを目指し、児童生徒一人一人の障害の状態及び特性等に応じた指導の充実を図るとともに、社会の一員として豊かにたくましく生きる力の育成を目指している。その実現のため、全ての児童生徒が安心して安全な学校生活を送り、有意義で充実した様々な教育活動に取り組めるよう、いじめ防止に向けて日常の指導体制を確立し、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むと共に、いじめを認知した場合は適切かつ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」（いじめ防止全体計画）を定める。

2 基本的な考え方

本校は、昭和５４年、県立出石養護学校和田山分校として、肢体不自由部門の小学部及び中学部を設置する学校として開校した。その後、県立和田山養護学校として独立、平成９年には高等部が開設され、平成２２年からは肢知併置校として現在に至っている。肢体不自由及び知的障害を有する児童生徒に対して、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識・技能を習得させることを目的に日々の教育活動を実施している。平素より、児童生徒との信頼関係の深化に努めると同時に、複数の教師で指導・支援をする体制の利点を活かし、日々の学校生活や家庭生活についても複数の教師が把握し、連絡帳等により保護者との連絡も密に取り、児童生徒の小さな変化にも対応している。また、寄宿舎で生活している児童生徒については、複数の寄宿舎指導員が指導にあたっているため、微妙な変化にも情報共有が図れている。

また、人権教育や道徳教育を展開する中で学部・学年・個々の実態に応じて、「友だちづくり」をはじめ「ネットいじめ」など「いじめ防止」の学習内容にも取り組んでいる。

しかし、「いじめはどこでも起こる」という認識を全教職員が持ち、以下の体制を構築し、また、異校種間や学校間の連携を深めながら、いじめを許さない学校づくりを推進する。学校評価に「いじめ防止」に係る評価項目を記載し、毎年評価し改善を図り、継続して未然防止、早期発見、早期対応に取り組む。

3 いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

(1) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、児童生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

別紙１ 校内指導体制及び関係機関

また、いじめは教職員やおとなが気づきにくい所で行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のためのチェックリストを活用する。

別紙２ チェックリスト

(2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめ防止の観点から、学校教育全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめの防止のための取組、早期発見の在り方、年間の指導計画を別に定める。

別紙３ 年間指導計画

(3) 緊急時の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。

別紙4 組織的対応

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

- 1 いじめにより児童生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき
 - 2 いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされる疑いがあると認められるとき
- (いじめ防止対策推進法 第二十八条より)

- ・「生命・心身又は財産に重大な被害」とは、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。
 - 児童生徒が自殺を企画した場合
 - 身体に重大な障害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合 などのケースが想定される。
- ・「相当の期間」とは、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、適切に調査し、校長が判断する。

※児童生徒や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し立てがあった場合は、校長が判断し、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、県教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、緊急いじめ対応チームに専門的知識及び経験を有する外部の専門家等を加えて組織し、事態の解決に当たる。

なお、事案によっては、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態の解決に向けて対応する。

5 その他の留意事項

誰からも信頼される学校を目指している本校は、これまでも情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があることから、策定した学校の基本方針については、学校のホームページなどで公表すると共に、学校評議員会やPTA総会、保護者懇談会、寄宿舍懇談会、家庭訪問等あらゆる機会を利用して情報発信に努める。

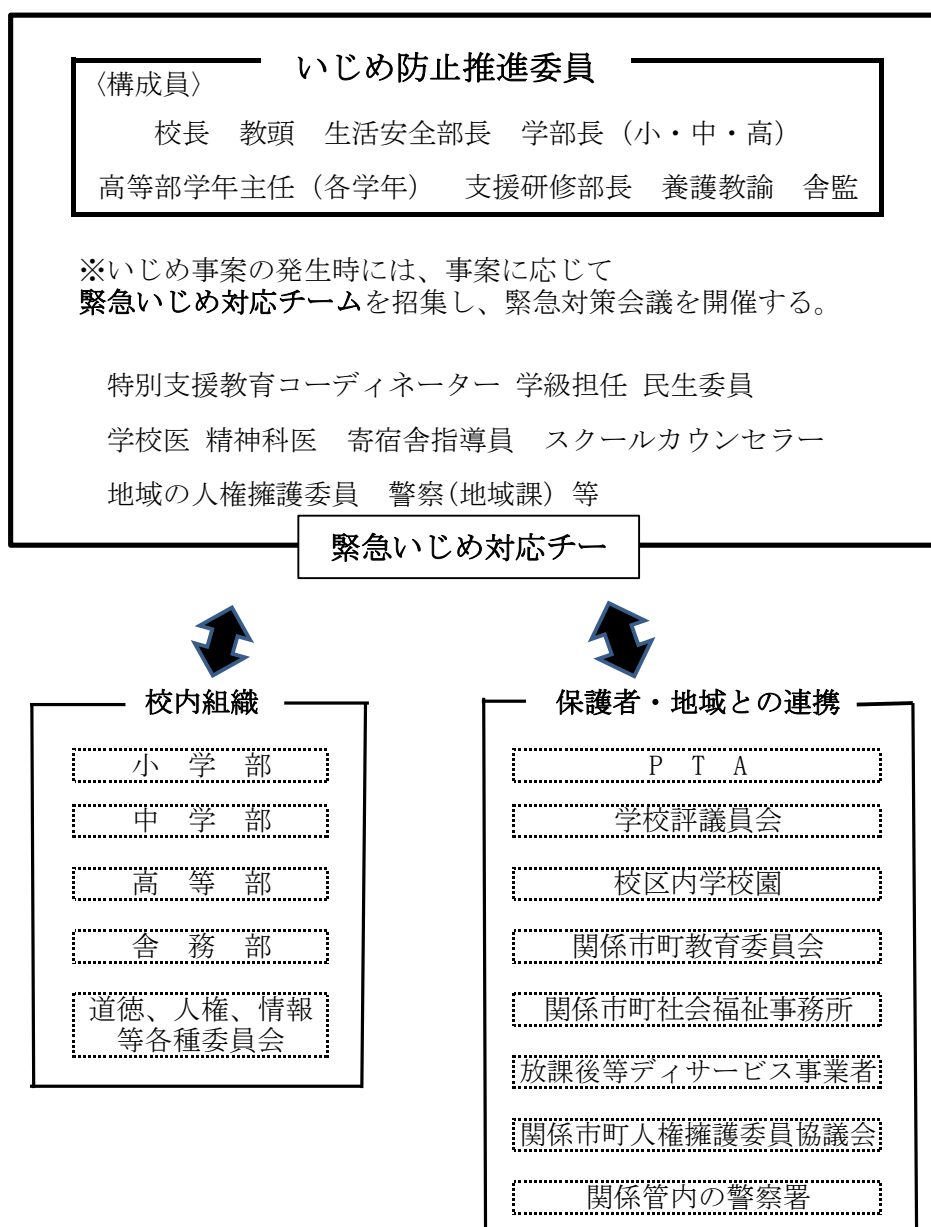
また、いじめ防止等を実効性の高い取組を実施するため、学校の基本方針が実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ防止推進委員会」を中心に継続的に点検するとともに、学校評価を通して外部の意見も取り入れながら必要に応じて見直しを行う。学校の基本方針の見直しに際しては、学校全体でいじめの防止策に取り組む観点から、児童生徒の意見も取り入れるなど、可能な限りいじめの防止等について児童生徒の主体的かつ積極的な参加が出来るよう留意する。また、地域を巻き込んだ学校基本方針になるように、保護者をはじめ地域からの意見を積極的に聴取する。

【 校内指導体制及び関係機関 】

- いじめ問題については、「いじめはどこでも起こる」「いじめは絶対に許さない」「いじめを根絶する」という強い意志を持って、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的に取り組む。
- いじめ問題への組織的な取組を推進していくために、いじめ問題に特化した「いじめ防止推進委員会」を設置する。

- ・学校いじめ防止基本方針の見直し・改善
 - ・年間指導計画の作成・実施・改善
- 「いじめ防止推進委員会」を中心に、確実な報告・連絡・相談によって、教職員全体で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。
- 組織が有効に機能しているかについて、定期的に点検・評価を行い、児童生徒の状況や地域の実態に応じた取組を展開する。

《 組織図 》



いじめ早期発見のためのチェックリスト

いじめが起こりやすい・起こっている集団

- | | |
|---|--|
| ☐ 朝いつも誰かの机が曲がっている | ☐ グループ分けをすると特定の子どもが残る |
| ☐ 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする | ☐ 班にすると机と机の間に隙間がある |
| ☐ 学級やグループの中で絶えず周りの顔をうかがう子どもがいる | |

いじめられている子

● 日常の行動・表情の様子

- | | |
|---|---|
| ☐ わざとらしくはしゃいでいる | ☐ おどおど、にやにや、にたにたしている |
| ☐ 下を向いて視線を合わせようとしない | ☐ 顔色が悪く、元気がない |
| ☐ 早退や一人で下校することが増える | ☐ 遅刻・欠席が多くなる |
| ☐ 腹痛等を訴えて保健室に行きたがる | ☐ ときどき涙ぐんでいる |
| ☐ 職員室や保健室付近をうろうろする | |
| ☐ いつもみんなの反応を気にして、目立たないようにしている | |
| ☐ 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする | |

● 授業中・休み時間

- | | |
|---|---|
| ☐ 一人でいることが多い | ☐ 学習意欲が減退し、忘れ物が増える |
| ☐ 教室へよく遅れて入ってくる | ☐ 教職員の近くにいたがる |
| ☐ 教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする | |
| ☐ 発言すると友だちから笑われたり、冷やかされたりする | |

● 昼食時

- | | |
|--|--|
| ☐ 好きなものを他の子どもにあげる | ☐ 机を少し離している |
| ☐ 食事量が減っている | ☐ 意図的な配膳忘れや不平等な配膳をされる |

● 清掃時

- | | |
|---|--|
| ☐ 重いもの、汚れた物を持たされることが多い | ☐ 一人で離れて掃除をしている |
|---|--|

● その他

- | | |
|--|--|
| ☐ 持ち物や机などに落書きをされる | ☐ 持ち物が壊されたり、隠されたりする |
| ☐ 服に靴の跡がついている | ☐ 衣服や持ち物が汚れている |
| ☐ 手や足に擦り傷やあざがある | ☐ 怪我の状況と本人の言う理由が一致しない |
| ☐ 遊び仲間が変わる | ☐ 必要以上のお金を持っている |
| ☐ トイレなどに個人を中傷する落書きがある | ☐ 携帯電話やネットを気にする |

いじめている子

- | | |
|---|---|
| ☐ 多くのストレスを抱えている | ☐ 悪者扱いされていると思っている |
| ☐ あからさまに教職員の機嫌をとる | ☐ 特定の子どもにのみ強い仲間意識を持つ |
| ☐ 教職員によって態度をかえる | ☐ 教職員の指導を素直に受け取れない |
| ☐ グループで行動し、他の子どもに指示を出す | ☐ 他の子どもに対してきつい言葉を使う |
| ☐ 他の子どもに威嚇する表情をする | ☐ 認められる場が少ない |

年間指導計画

	職員会議等	未然防止に向けた取組	早期発見に向けた取組
4月	いじめ防止推進会議 指導方針・計画等 職員会議 ※1	道徳教育 人権教育 人間関係づくり活動 ※4 但馬地区生徒指導担当者会 ※5	担当者引き継ぎ 学部・学級日 ※6 寄宿舎保護者懇談会
5月	いじめ防止推進会議 情報交換・計画修正	情報モラル研修 (職員:事例研究等)	学舎連絡会 ※7 いじめ実態調査 保護者懇談会
6月		情報モラル研修 (ネットスマホ教室) (児童生徒・保護者)	健康相談 ※8
7月	事案発生時には緊急いじめ対応チーム会議		
8月		いじめ防止プログラム研修 ※2 カウンセリング研修 ※3	連絡帳
9月			学舎連絡会 ※7 いじめ実態調査
10月			保護者懇談会 健康相談 ※8
11月			
12月			
1月	いじめ防止推進会議 情報交換 次年度の計画		いじめ実態調査
2月			保護者懇談会
3月			寄宿舎期末保護者会 前在籍校との引継

※1 職員会議:いじめ対応マニュアル、いじめ防止基本方針の確認、指導計画の共通理解

※2 いじめ防止プログラムを活用した職員研修

※3 カウンセリング研修会:職員向けのカウンセリング・マインド研修

※4 人間関係づくり活動:全校集会(月1回)、部活動

※5 但馬地区生徒指導担当者会:居住地域における情報交換

※6 学部・学級の日:学部、学級単位の打ち合わせ会月2～4回

※7 学舎連絡会:寄宿舎の入舎生徒について担任と寄宿舎指導員による情報交換会(年2回)

※8 健康相談:6月10月学校医(精神科医)による相談。必要があればその都度設定する。

早期発見に、保護者懇談、参観日、保護者送迎、毎日の連絡帳等を利用して、保護者との密な情報共有を図る。

いじめ指導マニュアル（組織的対応の流れ）

校長を中心とした指導体制のもと、全職員が組織的に下図の流れに沿って対応する。

